

青森県内で就職活動を行う際の移動に要する交通費を助成します！

令和2年度青森県U I Jターン還流促進交通費助成

青森県では、青森県内企業の人財確保と県外大学生等や転職希望者のU I Jターン就職の促進により、本県への移住と人財の還流・定着を図るため、県外大学生等及び転職希望者が県内での就職活動等やインターンシップ参加のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する交通費及び宿泊費を助成します。（予算がなくなり次第、申込を締め切ります。）

助成金額（もらえる助成金はどれくらいですか？）

交通費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は17,000円、宿泊費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は5,000円を上限として助成します。

※なお、宿泊費については、青森県内に実家がないIターン者のみ対象。

助成対象者（誰が助成金をもらえますか？）

県外大学生等及び転職希望者であって、県内での就職活動のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する方が対象となります。

助成対象経費（どんな場合に助成金がもらえますか？）

令和2年度に、

- ①県内企業が県内で開催する就職に係る**企業説明会**に参加する場合
- ②県内企業が県内で実施する**採用試験**又は**面接**を受ける場合
- ③県内企業が県内で実施する**インターンシップ**に参加する場合

※公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合（説明会への参加を含む。）及び行政機関が実施するインターンシップに参加する場合は対象外です。

※**対象者1人につき年度内1回**

申請方法等（どうやって申請するのですか？）

申請方法：就職活動を行った県外大学生等及び転職希望者が、青森県U I Jターン還流促進交通費助成事業事務局（委託事業者：NPO法人あおりIT活用サポートセンター内）へ直接申請してください。

申請期限：2021年3月15日（月） ※申請は随時受け付けています。

<お問い合わせ先>

青森県U I Jターン還流促進交通費助成事業事務局

E-mail : info@aomori-job.jp

<委託元>

青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ

E-mail : roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

TEL : 017-734-9398 FAX : 017-734-8117



申請手続きの流れ

① 県庁HPから助成申請書をダウンロードしてください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/ijyuusiennkinn.html>

青森県 交通費助成

検索

★令和2年度のホームページを
ご覧ください

② 必要事項をご記入ください。併せて、訪問企業の担当者様に、助成申請書の「訪問先企業証明欄」へ記載してもらってください。

※訪問先企業の担当者様に事実確認の連絡をさせていただく場合があります。

③ 申請書・領収書等を「青森県UIターン還流促進交通費助成事業事務局」へメールで提出してください（郵送も可能ですが、メール申請がよりスムーズです）。

※領収書等がない場合は申請できませんので御注意ください。

※迷惑メール対策をしている方は@aomori-job.jpを受信できる設定にしてください。

- ◆ 申請専用メールアドレス：apply@aomori-job.jp
- ◆ メール件名：令和2年度 青森県交通費助成 申請書 (●●●●)
- ◆ 申請書等をスキャンしてPDFデータで添付してください

(郵送の場合)

〒036-8035 弘前市百石町 38-1 NPO 法人あおもりIT 活用サポートセンター内
「青森県UIターン還流促進交通費助成事業事務局」 (TEL：050-3591-0252)

申請者氏名を
入れてください。

④ メールでの申請を受理した旨、事務局から確認メールを送信します。

※郵送の場合は、個別に受理の御連絡はいたしません。助成金額の決定通知をもって回答となりますこと御了承ください。

⑤ 事務局が申請内容を確認後、助成金の額を通知します。

当月 20 日までに受理：
当月末日までに支給
(4 月を除く)

※申請書に不備がある
場合は支給日が遅れる
場合があります

⑥ 申請時の指定口座へ助成金を振り込みます。

※4 月に申請した場合は
5 月末までに支給

次の点にご留意ください。

- ① 助成対象経費は、公共交通機関を利用した場合に限るものとします。なお、県外の住所地と県内の目的地的の往復にかかる交通費を助成対象としますが、往路のみ、復路のみの申請も可能です。
- ② 助成対象経費について、企業及び他の地方公共団体等から助成を受ける場合は、その助成額と本助成金の合計額が対象経費を超えないものとします。
- ③ 公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合（説明会への参加を含む。）及び行政機関が実施するインターンシップに参加する場合は対象外とします。